

2023年8月17日

各 位

管理会社名 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
管理会社コード (26424)
代表者名 代表取締役社長 菱田 賀夫
問合せ先 投資業務推進部長 上坪 直樹
(TEL. 03-6453-3610)

ETF 約款変更に関するお知らせ

当社は、SMT ETF カーボン・エフィシエント日本株 (2642) の投資信託約款の変更
に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ①NISA「成長投資枠」の要件を充足させるため、投資信託約款に所要の変更をするものです。
- ②より投資家本位で分かりやすい情報開示を目指して、配当込み指数に変更するものです。

2. 変更の内容

- ①当ファンドの運用実態を踏まえ、デリバティブ取引の利用目的を明確化するため、投資信託約款に所要の変更をするものです。
- ②当ファンドのベンチマークを変更するため、投資信託約款に所要の変更を行います。

3. 日程

2023年10月11日 内閣総理大臣への届出日
2023年10月12日 変更日

4. 変更に関する異議を述べる事が出来る期間及びその方法

変更の内容が重大でないため、該当事項はありません。

SMT ETF カーボン・エフィシエント日本株

投資信託約款の新旧対照表

変更日：2023年10月12日適用

新	旧
<p data-bbox="320 483 699 521">運用の基本方針</p> <p data-bbox="472 560 547 589">(中略)</p> <p data-bbox="209 604 363 633">1. 基本方針</p> <p data-bbox="245 651 820 965">この投資信託は、<u>S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数 (配当込み)</u> (以下「対象株価指数」といいます。) に採用されている銘柄 (採用が決定された銘柄を含みます。以下同じ。) の株式に投資し、基準価額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として運用を行います。</p> <p data-bbox="472 983 547 1012">(中略)</p> <p data-bbox="365 1075 655 1108">追加型証券投資信託</p> <p data-bbox="209 1120 813 1243">SMT ETF カーボン・エフィシエント日本株 投資信託約款</p> <p data-bbox="472 1261 547 1290">(中略)</p> <p data-bbox="220 1303 480 1332">(信託の目的及び金額)</p> <p data-bbox="245 1350 820 1765">第3条 委託者は、信託契約締結日の前営業日における <u>S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数の終値 (小数点以下は切り上げます。)</u> を1,000万倍した金額相当額を上限として、委託者が指定する銘柄の有価証券 (以下「信託適格有価証券」といいます。) 及び金銭を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。</p> <p data-bbox="316 1783 820 1906">②前項の信託適格有価証券とは、次の各号の要件の全てを満たす有価証券をいいます。</p> <p data-bbox="343 1924 820 2004">1. 原則として <u>S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数 (配当込み)</u> (以下</p>	<p data-bbox="963 483 1342 521">運用の基本方針</p> <p data-bbox="1115 560 1190 589">(中略)</p> <p data-bbox="849 604 1003 633">1. 基本方針</p> <p data-bbox="885 651 1460 920">この投資信託は、<u>S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数</u> (以下「対象株価指数」といいます。) に採用されている銘柄 (採用が決定された銘柄を含みます。以下同じ。) の株式に投資し、基準価額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として運用を行います。</p> <p data-bbox="1115 983 1190 1012">(中略)</p> <p data-bbox="1008 1066 1299 1099">追加型証券投資信託</p> <p data-bbox="849 1111 1455 1234">SMT ETF カーボン・エフィシエント日本株 投資信託約款</p> <p data-bbox="1115 1252 1190 1281">(中略)</p> <p data-bbox="860 1294 1120 1323">(信託の目的及び金額)</p> <p data-bbox="885 1341 1460 1798">第3条 委託者は、信託契約締結日の前営業日における <u>S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数 (以下「対象株価指数」といいます。)</u> の終値 (小数点以下は切り上げます。) を1,000万倍した金額相当額を上限として、委託者が指定する銘柄の有価証券 (以下「信託適格有価証券」といいます。) 及び金銭を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。</p> <p data-bbox="959 1816 1463 1939">②前項の信託適格有価証券とは、次の各号の要件の全てを満たす有価証券をいいます。</p> <p data-bbox="986 1957 1463 1986">1. 原則として <u>対象株価指数</u> に採用され</p>

新	旧
<p>「<u>対象株価指数</u>」といます。)に採用されている又は採用が決定された銘柄の株式であること</p> <p>(中略)</p>	<p>ている又は採用が決定された銘柄の株式であること</p> <p>(中略)</p>
<p>(受益権の分割及び再分割)</p> <p>第 8 条 委託者は、第 3 条第 1 項の規定による受益権については、同条同項の額を投資信託契約締結日の前営業日の <u>S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数</u>の終値に相当する値を円表示した価額(円単位未満は切り上げるものとします。)で除した口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>(中略)</p>	<p>(受益権の分割及び再分割)</p> <p>第 8 条 委託者は、第 3 条第 1 項の規定による受益権については、同条同項の額を投資信託契約締結日の前営業日の <u>対象株価指数</u>の終値に相当する値を円表示した価額(円単位未満は切り上げるものとします。)で除した口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>(中略)</p>
<p>(受益権の申込単位及び価額)</p> <p>第 13 条 (中略)</p> <p>⑥第 3 項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき投資信託契約締結日の前営業日における <u>S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数</u>の終値に相当する値を円表示した価額を 100 倍した金額(円単位未満は切り上げるものとします。)とします。</p> <p>(中略)</p>	<p>(受益権の申込単位及び価額)</p> <p>第 13 条 (中略)</p> <p>⑥第 3 項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき投資信託契約締結日の前営業日における <u>対象株価指数</u>の終値に相当する値を円表示した価額を 100 倍した金額(円単位未満は切り上げるものとします。)とします。</p> <p>(中略)</p>
<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第 23 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、</u>わが国の金融商品取引所における株価指数先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるもののうち、株価指数に係るものをいいます)</p>	<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第 23 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における株価指数先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるもののうち、株価指数に係るものをいいます。)及び株価指数オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるもののうち、株価指数に係るものをいいます。)並びに外国金融商品市場(金融商品</p>

新	旧
<p>います。)及び株価指数オプション取引 (金融商品取引法第28条第8項第3号ハ に掲げるもののうち、株価指数に係るも のをいいます。)並びに外国金融商品市場 (金融商品取引法第2条第8項第3号ロ に規定するものをいい、当該市場を開設 するものを含みます。)におけるこれらの 取引と類似の取引を行うことを指図する ことができます。なお、選択権取引は、 オプション取引に含めて取り扱うものと します。</p> <p>(後略)</p>	<p>取引法第2条第8項第3号ロに規定する ものをいい、当該市場を開設するものを 含みます。)におけるこれらの取引と類似 の取引を行うことを指図することができます。 なお、選択権取引は、オプション 取引に含めて取り扱うものとします。</p> <p>(後略)</p>